

報告事項 1 筆甫地区スクールバス混乗について

台風災害による通行止めの影響により、路線を短縮して運行していた肱曲線について、筆甫地区から要望の声があり、暫定的な対応としてスクールバス混乗運行を実施したものの。

(1) 路線ルート (停車場所)・時刻

肱曲	→ (SB 筆甫川平線準拠)	→ 郡見	→ (随時協議)	→ 丸森中学校
7:15		7:30		7:50

- ・ルート、時刻は、中学校スクールバス筆甫川平線のとおり。ただし、朝1便のみ運行
- ・郡見以降の停車場所は、町民バス肱曲線に準じながら利用希望により調整

(2) 車両・乗車可能人数

車両 : ハイエース 10人乗り
乗車可能人数 : 2人 (常時中学生7人が乗車)

(3) 運用方法

乗車対象者 : ①～③の全ての条件を満たす方
① 筆甫地区に住所を有する方
② 免許不保持者 (免許返納者)
③ 自助、共助が見込めない方・既に自助等により対応しているが継続が困難な方

乗車料金 : 無料

乗車ルール : 児童生徒の通学のための運行であり、その目的に沿った運行を行う範囲で混乗利用するものであること

※ 事前登録制 (随時受付)、申請書 (誓約書) 提出 (利用者証発行予定)

※ 一般優先席 (助手席など予定)

※ デマンドタクシーで対応可能な用事はデマンドタクシー利用を優先

(4) 備考

- ・筆甫地区スクールバス一般混乗利用登録申請書 (誓約書) については参考資料 1 を参照
- ・令和 5 年 1 月 12 日に地域説明会実施済み
- ・令和 5 年 2 月 1 日より運行開始

受付 No. _____

令和 年 月 日

筆甫地区スクールバス一般混乗利用登録申請書

私は、スクールバスへの混乗を希望しますので、下記のとおり利用登録を申請します。

フリガナ		性別	電話番号
氏名		男・女	
住所	丸森町筆甫字		
利用を希望する路線名	中学校スクールバス筆甫川平線		
主な利用希望区間	(停留所名)	(停留所名)	⇒

<利用登録申請ができる方>

①～③の全ての条件を満たす方

① 筆甫地区に住所を有する方

② 免許不保持者（免許返納者）

③ 自助、共助が見込めない方及び既に自助等により対応しているが継続が困難な方

<利用登録申請書への添付が必要なもの>

筆甫地区スクールバス一般混乗利用に関する誓約書（本書裏面）

【利用登録申請先】

○受付窓口で申請する場合

・筆甫まちづくりセンター

・丸森町役場企画財政課企画班

○郵送、ファクス、Eメールで申請する場合

<送付先> 〒981-2192 伊具郡丸森町字鳥屋 120

丸森町役場企画財政課企画班

ファクス：0224-72-3041

Eメール：kikaku@town.marumori.miyagi.jp

◎問い合わせ先：丸森町役場企画財政課企画班（直通TEL0224-72-3024）

筆甫地区スクールバス一般混乗利用に関する

誓約書

私は、筆甫地区におけるスクールバスへの一般混乗利用を希望するにあたり、下記の事項を厳守することを誓約します。また、万が一誓約事項に違反した場合は、交付済みの「筆甫地区スクールバス一般混乗利用登録証」を返還致します。

記

- 1 スクールバスの運行は、児童生徒の通学のための運行であり、その目的に沿った運行を行う範囲で一般混乗利用を可能とするものであることを理解の上、そのルールに従って利用します。
- 2 車内での飲食・喫煙、酒に酔った状態での乗車等、児童生徒との同乗にふさわしくない行為は行いません。
- 3 車内での大声、暴言、危険物や臭気を発するものの持ち込み、携帯電話での通話等、児童生徒はもとより、他の同乗者に危害を及ぼしたり迷惑をかけたりの恐れのある行為は行いません。
- 4 車内での不要な立ち歩き等、運行の安全を妨げる行為は行いません。
- 5 インフルエンザ等、児童生徒への感染の恐れがある病気を有している場合又はその疑いがある場合は乗車しません。
- 6 座席については、原則として「一般優先席（助手席等）」を利用し、児童生徒の利用を妨げる乗車は行いません。
- 7 座席には制限があることを理解し、乗車の可否については、運転手の指示に従います。
- 8 その他車内での乗車マナー・ルールについては、運転手の指示に従います。

令和 年 月 日

誓約者（一般混乗利用者）

氏 名



報告事項2 ウィークエンドバス「るんるん号」の運行ダイヤの改正について

令和5年3月17日（土）に予定されている阿武隈急行線のダイヤ改正に併せて、阿武隈急行線への乗り継ぎをスムーズに行えるようにするため、ウィークエンドバス「るんるん号」のダイヤ改正を行うもの。

（1）改正後ダイヤ一覧

参考資料2 ウィークエンドバス「るんるん号」時刻表・運賃表（新・旧）を参照

（2）変更後ダイヤ等の適用時期

令和5年4月1日から

ウィークエンドバス るんるん号 運行時刻表

◆ 土曜・日曜・祝日のみ運行 ◆

(※運行期間: 令和5年4月1日~12月3日)

新

令和5年4月1日現在

阿武隈急行線〔丸森駅〕 到着時刻

槻木方面より	8:48	9:15	10:03	13:04	14:08	15:16	16:05
福島方面より	8:55	-	10:49	13:01	13:51	14:56	16:09

運賃 大人・小人共通
1回 **100円**

キャンプ場入口行きバス

	1便	3便	5便	7便	9便	11便	13便	最寄りの施設等
阿武隈急行 丸森駅	9:00	9:42	10:59	13:09	14:13	15:21	16:16	阿武隈急行線 丸森駅
観光交流センター	9:04	9:46	11:03	13:13	14:17	15:25	16:20	阿武隈ライン舟下り乗船場
公園入口	9:06	9:48	11:05	13:15	14:19	15:27	16:22	とどろい石公園
本町	9:07	9:49	11:06	13:16	14:20	15:28	16:23	やまゆり館・蔵の郷土館 齋理屋敷
横町	9:08	9:50	11:07	13:17	14:21	15:29	16:24	
片岸	9:09	9:51	11:08	13:18	14:22	15:30	16:25	
伊具高校前	9:10	9:52	11:09	13:19	14:23	15:31	16:26	伊具高校
飯泉住宅前	9:11	9:53	11:10	13:20	14:24	15:32	16:27	
日向	9:12	9:54	11:11	13:21	14:25	15:33	16:28	
山根	9:13	9:55	11:12	13:22	14:26	15:34	16:29	丸森の大銀杏
上滝	9:15	9:57	11:14	13:24	14:28	15:36	16:31	古碑街道・一代塔
不動尊前	9:17	9:59	11:16	13:26	14:30	15:38	16:33	あぶくま荘・天水舎
キャンプ場入口	9:18	10:00	11:17	13:27	14:31	15:39	16:34	不動尊公園キャンプ場・清滝

阿武急丸森駅行きバス

	2便	4便	6便	8便	10便	12便	最寄りの施設等
キャンプ場入口	9:21	10:21	11:21	13:28	14:32	15:40	不動尊公園キャンプ場・清滝
不動尊前	9:22	10:22	11:22	13:29	14:33	15:41	あぶくま荘・天水舎
上滝	9:24	10:24	11:24	13:31	14:35	15:43	古碑街道・一代塔
山根	9:26	10:26	11:26	13:33	14:37	15:45	丸森の大銀杏
日向	9:27	10:27	11:27	13:34	14:38	15:46	
飯泉住宅前	9:28	10:28	11:28	13:35	14:39	15:47	
伊具高校前	9:29	10:29	11:29	13:36	14:40	15:48	伊具高校
片岸	9:30	10:30	11:30	13:37	14:41	15:49	
横町	9:31	10:31	11:31	13:38	14:42	15:50	
本町	9:32	10:32	11:32	13:39	14:43	15:51	やまゆり館・蔵の郷土館 齋理屋敷
公園入口	9:33	10:33	11:33	13:40	14:44	15:52	とどろい石公園
観光交流センター	9:35	10:35	11:35	13:42	14:46	15:54	阿武隈ライン舟下り乗船場
阿武隈急行 丸森駅	9:39	10:39	11:39	13:46	14:50	15:58	阿武隈急行線 丸森駅

阿武隈急行線〔丸森駅〕 発車時刻

槻木方面へ	9:44	10:49	11:55	13:51	14:56	16:10	17:15 (仙台直通)
福島方面へ	10:03	11:06	12:15	14:08	-	16:10	17:59

ウィークエンドバス るんるん号 運行時刻表

◆ 土曜・日曜・祝日のみ運行 ◆

(※運行期間: 令和4年4月2日～12月4日)



令和4年4月1日現在

阿武隈急行線〔丸森駅〕 到着時刻

槻木方面より	8:48	9:15	10:03	13:04	14:14	15:16	16:05
福島方面より	8:56	-	10:49	13:02	13:55	14:59	16:09

運賃 大人・小人共通
1回 **100円**

キャンプ場入口行きバス

	1便	3便	5便	7便	9便	11便	13便	最寄りの施設等
阿武隈急行 丸森駅	9:02	9:42	10:59	13:12	14:19	15:16	16:16	阿武隈急行線 丸森駅
観光交流センター	9:06	9:46	11:03	13:16				阿武隈ライン舟下り乗船場
公園入口	9:08	9:48	11:05	13:18	14:23	15:20	16:20	とどろい石公園
本町	9:09	9:49	11:06	13:19	14:24	15:21	16:21	やまゆり館・蔵の郷土館 齋理屋敷
横町	9:10	9:50	11:07	13:20	14:25	15:22	16:22	
片岸	9:11	9:51	11:08	13:21	14:26	15:23	16:23	
伊具高校前	9:12	9:52	11:09	13:22	14:27	15:24	16:24	伊具高校
飯泉住宅前	9:13	9:53	11:10	13:23	14:28	15:25	16:25	
日向	9:14	9:54	11:11	13:24	14:29	15:26	16:26	
山根	9:15	9:55	11:12	13:25	14:30	15:27	16:27	丸森の大銀杏
上滝	9:17	9:57	11:14	13:27	14:32	15:29	16:29	古碑街道・一代塔
不動尊前	9:19	9:59	11:16	13:29	14:34	15:31	16:31	国民宿舎あぶくま荘・天水舎
キャンプ場入口	9:20	10:00	11:17	13:30	14:35	15:32	16:32	不動尊公園キャンプ場・清滝

※第9便、第11便は観光交流センターを bypass しませんのでご注意ください。

阿武急丸森駅行きバス

	2便	4便	6便	8便	10便	12便	最寄りの施設等
キャンプ場入口	9:21	10:21	11:21	13:31	14:35	15:41	不動尊公園キャンプ場・清滝
不動尊前	9:22	10:22	11:22	13:32	14:36	15:42	国民宿舎あぶくま荘・天水舎
上滝	9:24	10:24	11:24	13:34	14:38	15:44	古碑街道・一代塔
山根	9:26	10:26	11:26	13:36	14:40	15:46	丸森の大銀杏
日向	9:27	10:27	11:27	13:37	14:41	15:47	
飯泉住宅前	9:28	10:28	11:28	13:38	14:42	15:48	
伊具高校前	9:29	10:29	11:29	13:39	14:43	15:49	伊具高校
片岸	9:30	10:30	11:30	13:40	14:44	15:50	
横町	9:31	10:31	11:31	13:41	14:45	15:51	
本町	9:32	10:32	11:32	13:42	14:46	15:52	やまゆり館・蔵の郷土館 齋理屋敷
公園入口	9:33	10:33	11:33	13:43	14:47	15:53	とどろい石公園
観光交流センター	9:35	10:35	11:35	13:45	14:49	-	阿武隈ライン舟下り乗船場
阿武隈急行 丸森駅	9:39	10:39	11:39	13:49	14:53	15:57	阿武隈急行線 丸森駅

※第12便は観光交流センターを bypass しませんのでご注意ください。

阿武隈急行線〔丸森駅〕 発車時刻

槻木方面へ	9:47	10:49	11:56	13:55	14:59	16:09	17:15 (仙台直通)
福島方面へ	10:04	11:06	12:16	14:15	-	16:09	17:59

報告事項 3 地域公共交通計画の策定について

令和5年度に地域公共交通計画の策定を予定しており、その内容について報告するもの。

(1) 地域公共交通計画とは

地域公共交通計画は、地域における移動手段を維持・確保するために住民などの移動ニーズにきめ細かく対応できる立場にある地方公共団体が中心となって、交通事業者等や住民などの地域の関係者と協議しながら、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランです。

(2) 本計画の目的

本町の地域や公共交通の現状の課題を踏まえ、本町における持続可能な公共交通体系の構築に向け、路線バスやデマンド型乗合タクシー等の地域交通をはじめ、地域の実情に応じた総合的な公共交通のあるべき方向性を示すことを目的としています。

(3) 本計画の位置づけ及び関連する計画

地域公共交通の活性化及び再生法に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に規定する法定計画であり、「第五次丸森町総合計画」を上位計画とし、本町の目指すべき交通体系を実現するために定めるものです。

(4) 計画の内容

① 目標年次 令和6年度を基準年次とし、令和11年度を目標年次とする。

② 策定期限 令和5年度中の策定を目標とする。

③ 構成

(ア) 基本的な方針

計画が目指すべき将来像と其中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定める。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理する。

(イ) 計画の区域

当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定する。

(ウ) 計画の目標

(ア)の基本的な方針に即して目標を設定する。

(エ) 実施事業

(ウ)の目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準を定める。

(オ) 実施主体

(エ)の事業の実現に必要な事業・実施主体を整理する。

(カ) 計画の達成状況の評価

達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てる。

(キ) 計画期間

原則5年程度であるが、地域の実情に合わせて設定する

※資料：地域公共交通計画等の作成と運用の手引(R3.3国土交通省)を参考に整理。



協議事項 1 筆甫地区自家用有償運送（交通空白地有償運送）について

筆甫地区では隣接する相馬市の病院への通院や筆甫地区内での移動の住民ニーズがあり、このニーズを解決するために（一社）筆甫地区振興連絡協議会にて道路運送法第79条の2の規定に基づき、自家用有償運送（交通空白地有償運送）の申請について協議するもの。

（1）筆甫地区～相馬市内への運行（案）

項目	内容	備考
運営主体	（一社）筆甫地区振興連絡協議会	
対象者	筆甫地区住民（利用者登録制）	
運行範囲	筆甫地区内～相馬市内の病院等	
使用車両	運営団体所有車 1台 自家用車 2台	
運転手	運営団体職員	
料金	1回 1,000円/片道	
運行日・時間	週1回 1往復	火曜日を想定
予約方法	地区センターへの電話、または直接予約	前日までの予約

※相馬市の乗降予定箇所については参考資料3を参照

（2）筆甫地区内の運行（案）

項目	内容	備考
運営主体	（一社）筆甫地区振興連絡協議会	
対象者	筆甫地区住民	
運行範囲	筆甫地区内（ドア・ツー・ドア）	
使用車両	運営団体所有車 1台 自家用車 2台	
運転手	運営団体職員	
料金	1回 100円/片道	
運行日・時間	月～金曜日 9:00～16:30	当日予約可、随時対応
予約方法	地区センターへの電話、または直接予約	

（3）備考

- ・運行範囲である相馬市へ事前に説明済み
- ・令和5年4月1日より運用開始予定

福島県相馬市乗降場所一覧

NO	分野	名称	住所
1	病院	公立相馬総合病院	福島県相馬市新沼坪ヶ迫142
2	病院	茶畑会 相馬中央病院	福島県相馬市沖ノ内3丁目5-18
3	病院	羽根田医院	福島県相馬市沖ノ内2丁目11-1
4	病院	浜通りふれあい診療所	福島県相馬市沖ノ内1丁目2-10
5	病院	桜ヶ丘さいとう整形外科	福島県相馬市中村桜ヶ丘208
6	金融機関	七十七銀行相馬支店	福島県相馬市中村大町78-1
7	金融機関	福島銀行相馬支店	福島県相馬市中村桜ヶ丘150-1
8	小売店	フレスコキクチ相馬店	福島県相馬市中村宇田川町17
9	小売店	ヨークベニマル相馬店	福島県相馬市中村桜ヶ丘171
10	小売店	ヨークベニマル相馬黒木店	福島県相馬市黒木源多田22-22
11	小売店	イオン相馬店	福島県相馬市馬場野雨田51
12	小売店	ダイユーエイト相馬店	福島県相馬市黒木源多田7
13	小売店	カインズ相馬店	福島県相馬市馬場野雨田138

協議事項 2 市町村運営有償運送（交通空白地有償運送）について

丸森町町民バスの設置及び管理に関する条例にて運行している羽出庭線・峠線は、現在、道路運送法第 78 条第 2 号の規定に基づき、市町村運営有償運送（交通空白地有償運送）としてスクールバス混乗形式で運行している。今後、この 2 路線について令和 5 年 8 月迄の利用状況を踏まえ、無償運送の基本方針について協議するもの。

（1）現時点での利用状況（令和 4 年 4 月～令和 5 年 1 月集計）

項目	羽出庭線	峠線
運行日数	142日	150日
利用者数	2名	37名
運賃	200円	
運行時刻	参考資料 4 を参照	

（2）今後の運行（案）

項目	羽出庭線	峠線
車両	ハイエース 10 人乗り	
乗車可能人数（最大）	7人 ※現時点では小中学生最大 2 人が乗車のため	4人 ※現時点では小中学生最大 5 人が乗車のため
乗車対象者	① 羽出庭地区に住所を有する方 ② 免許不保持者（免許返納者） ③ 自助、共助が見込めない方・既に自助等により対応しているが継続が困難な方	① 峠、欠入地区に住所を有する方 ② 免許不保持者（免許返納者） ③ 自助、共助が見込めない方・既に自助等により対応しているが継続が困難な方
乗車料金	無料	
乗車ルール	児童生徒の通学のための運行であり、その目的に沿った運行を行う範囲で混乗利用するものであること ※座席に制限があるため、乗車の可否は運転手の指示に従う ※事前登録制（随時受付）、申請書・誓約書提出、利用証発行 ※一般優先席として助手席を準備	

（3）今後のスケジュール

- ・令和 5 年 7 月に説明会を実施予定
- ・令和 5 年 8 月中旬までは市町村運営有償運送（交通空白地有償運送）
- ・令和 5 年 8 月下旬より無償運送開始予定

（4）備考

- ・運行ダイヤの変更は無し
- ・無償化にあたり、現在の市町村運営有償運送（交通空白地有償運送）は廃止予定
- ・条例廃止に関する議案提出は 6 月定例会予定

欠入(峠)方面運行時刻表

(スクールバス一般利用者用)

令和4年4月1日現在

【お知らせ】

・時刻改正はありません。

停留所	丸森病院行き
峠	7:25
峠下	7:26
欠入	7:30
欠入菅	7:31
川田島菅	7:33
川田島	7:34
大黒	7:35
大畑	7:38
武士沢	7:39
金ヶ作	7:40
土ヶ森	7:42
大川口	7:43
横町	7:45
丸森中学校	7:48
丸森病院	7:56

料金:200円

■令和3年度運休予定日(欠入方面)

・春休み期間 3/19(土)~4/7(木)

■令和4年度運休予定日(欠入方面)

・夏休み期間 7/21(木)~8/25(木)

・冬休み期間 12/24(土)~1/9(月)

・春休み期間 3/25(土)~4/9(日)

※この他に、臨時休校日等がございますのでご注意ください。

角田方面(バス大内線)

本町発(やまゆり館前)	7:51
角田着	8:10

※大内線(丸森~角田ターミナル間)料金:200円(子ども・障がい者100円)

※大内線料金は現金又は大内線専用の回数券でお支払下さい

羽出庭方面運行時刻表

(スクールバス一般利用者用)

令和4年4月1日現在

【お知らせ】

・時刻改正はありません。

停留所	丸森病院行き
大巻	7:22
川前	7:23
小坊木	7:24
羽出庭	7:26
廻倉	7:29
—	↓
横町	7:47
丸森中学校	7:50
丸森病院	7:58

料金:200円

■令和3年度運休予定日(羽出庭方面)

・春休み期間 3/19(土)~4/7(木)

■令和4年度運休予定日(羽出庭方面)

・夏休み期間 7/21(木)~8/25(木)

・冬休み期間 12/24(土)~1/9(月)

・春休み期間 3/25(土)~4/9(日)

※この他に、臨時休校日等がございますのでご注意ください。

角田方面(バス大内線)

本町発	7:51
角田着	8:10

※大内線(丸森~角田ターミナル間)料金:200円(子ども・障がい者100円)

※大内線料金は現金又は大内線専用の回数券でお支払下さい

※ 欠入(峠)方面、羽出庭方面バスは、月~金運行(土・日・祝日・学校休校日は運休)です。

※ 朝の便は一般の方もご利用いただけますが、夕方はスクールバスとして、**児童・生徒のみ**の利用とさせていただきます。



協議事項 3 丸森町地域公共交通会議設置要綱の改正について

令和 5 年度に地域公共交通計画を策定するにあたり、現行の丸森町地域公共交通会議設置要綱の改正について協議するもの。

改正の概要

第 1 条（設置）

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行う文言を追加する。

第 2 条（協議事項）

- ・地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項、地域公共交通計画の実施に関する事項等の文言を追加する。

第 3 条（組織）

- ・交通会議の委員に学識経験者を追記し、委員を 16 名以内から 20 名以内と変更する。

参考資料 5 丸森町地域公共交通会議設置要綱改正（案）新旧対照表を参照

丸森町地域公共交通会議設置要綱改正（案）（平成19年丸森町告示第11号）新旧対照表

改正案	現行
<p>（設置）</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要なバス等の旅客運送に関する事項を協議するため、丸森町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 地域住民の生活に必要なバス等による旅客運送に関する事項を協議するため、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、丸森町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。</p>
<p>（協議事項）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項</p> <p>（5）地域公共交通計画の実施に関する事項</p> <p>（6）地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項</p> <p>（7）その他会長が認める事項</p>	<p>（協議事項）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）その他会長が必要と認める事項</p>
<p>（組織）</p> <p>第3条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、20名以内をもって組織し、次に掲げる者うちから町長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>（1）～（10）略</p> <p>（11）学識経験者</p> <p>（12）その他会長が認める者</p>	<p>（組織）</p> <p>第3条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、16名以内をもって組織し、次に掲げる者うちから町長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>（1）～（10）略</p> <p>（11）その他会長が必要と認める者</p>

丸森町地域公共交通会議設置要綱

平成19年3月8日

告示第11号

(設置)

第1条 地域住民の生活に必要なバス等による旅客輸送に関する事項を協議するため、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、丸森町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 輸送サービスに係る路線又は営業区域の休廃止等に関する事項
- (4) その他会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、16名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (3) 鉄道事業者
- (4) 住民又は利用者の代表者
- (5) 東北運輸局宮城運輸支局長が指名する者
- (6) 宮城県震災復興・企画部長が指名する者
- (7) 宮城県大河原土木事務所長が指名する者
- (8) 宮城県角田警察署長が指名する者
- (9) 関係市町村の長が指名する者
- (10) 町長が指名する職員
- (11) その他会長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 交通会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

5 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 交通会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 交通会議における議決方法は、多数決とする。

3 交通会議は、原則として公開する。

(幹事会)

第5条 交通会議の運営に当たり必要な事項を処理するため、交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条第1項に規定する構成員の中から会長が選任した者その他会長が必要と認めた者をもって組織する。

3 幹事会は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(合同による交通会議)

第7条 他の市町村にまたがる乗合旅客運送又は市町村運営有償運送については、関係市町村と調整の上、合同による交通会議を開催して取り扱うものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、企画財政課で処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年3月8日から施行する。

(平成19年3月31日までの経過措置)

2 第8条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までの間は、同条中「しあわせのまちづくり推進課」とあるのは「企画財政課」とする。

附 則

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。